

平成30年度 第11回

福島県環境影響評価審査会 議事概要

(平成31年1月25日開催)

1 会議の名称

平成30年度 第11回 福島県環境影響評価審査会

2 日時

平成31年1月25日（金） 午後1時15分～午後3時

3 場所

福島県庁 西庁舎12階 仮設会議室

4 議事

- (1) (仮称)須賀川・玉川風力発電事業環境影響評価方法書について（事業者による説明、質疑応答等）
- (2) (仮称)砂欠山太陽光発電事業に係る環境影響評価準備書について（知事意見に係る答申案）
- (3) (仮称)勿来四沢太陽光発電事業環境影響評価方法書について（知事意見に係る答申案）
- (4) (仮称)松川水原太陽光発電事業環境影響評価方法書について（知事意見に係る答申案）
- (5) (仮称)熱海南太陽光発電事業環境影響評価方法書について（知事意見に係る答申案）
- (6) その他

5 出席者等

(1) 環境影響評価審査会

伊藤絹子委員、稲森悠平委員（審査会長）、川越清樹委員、木村勝彦委員、齊藤貢委員、山本和恵委員、由井正敏委員、井上正専門委員、須藤隆一専門委員 以上9名

(2) 事務局

生活環境部次長（環境共生担当）塩見俊夫、環境共生課長 菅原加代子、副課長兼主任主査 鴨田美奈子、主任主査 國分作裕、副主任主査 新村博、副主任主査 小島央 以上6名

(3) 傍聴者

一般3名、報道機関3名

6 議事内容

■開会

■議事録署名人の選出

稲森委員が伊藤委員、山本委員を指名し、全会一致で了承された。

■議事

- (1) (仮称)須賀川・玉川風力発電事業環境影響評価方法書について（事業者による説明、質疑応答等）

事業者が同方法書の概要説明、事前に審査会構成員から出された質問に対す

る回答を行った後、質疑応答が行われた。その概要は次のとおりであった。

(稲森委員)

本日の新聞報道で、日立製作所が風力発電機の製造から撤退するとの記事がありました。このことについて、本事業に何らかの影響はありますか。

(事業者)

当社の親会社である日立キャピタルは日立製作所から出資を受けていますが、本事業への影響はありません。

(稲森委員)

分かりました。

(由井委員)

方法書には記載されていませんが、導入する機種は何ですか。

(事業者)

ドイツのエネルコン社の機種を予定しています。

(由井委員)

エネルコン社製であれば後方乱流の発生を抑制する低騒音型の機種があります。低騒音型の機種を導入する計画であることをもつとはっきりと方法書で説明したほうがよいと思います。

また、環境省のイーダスでも確認できますが、対象事業実施区域の少し離れた場所にはコウモリが生息する洞窟があったはずです。文献によると、ドイツでは2010年頃から、コウモリの保全を目的とするカットイン風速を変更できる機種が導入されていることが紹介されているので、本事業においても、そのような機種の導入を検討していただきたいです。

最近の研究で効果が明らかになっているコウモリ忌避用の超音波発生装置についても、あらかじめ風力発電機のナセルへ設置できるような機種を検討していただきたいです。

(稲森委員)

本件に限らず、コウモリの保全に関する意見がたくさんありますので、由井委員の御意見を参考に、事業者様においてあらかじめコウモリの保全に対処していることを説明できるようにしておくことが重要だと思います。

(井上専門委員)

方法書 3 1 4 ページについて、土壌中の放射能濃度測定地点 (Sr-2、Sr-3) が風力発電機設置地点から離れていますが、その理由を説明してください。

(事業者)

改変区域に含まれており、電柱を立てるために掘削するか電線を埋設する予定の場所なので測定する必要があると考えています。

(井上専門委員)

対象事業実施区域や周辺の放射線量は低いと思いますが、確認のためにも、測定地点を何点か増やして現地の状況を把握することを検討してください。

(事業者)

承知しました。

(山本委員)

計画段階環境配慮書に対する住民の方々、関係市町村からの意見が非常に多い状況です。由井委員の御意見のとおり、事前に低騒音型の機種を導入する計画であることなど、事前に対応できることを環境影響評価準備書に明確に記載する必要があります。また、事業開始後に苦情が発生した際の対応方法を明確にさせていただきたいです。風車の影については遮光カーテン等による対応、低周波については二重窓にする等の具体的な対策を明示してください。

(事業者)

承知しました。

(川越委員)

対象事業実施区域に下流に千五沢ダムがあるので、ダムの水質測定結果を利用するなど、周辺で測定されているデータを十分に利用して、事業による環境影響を把握するようにしてください。しっかりとした調査や評価をすることによって、住民の方々に安心していただけたと思います。

(伊藤委員)

たとえば、資料 3 の質問番号 1 0 への回答についてですが、文章の書き方をもう少し検討していただければと思います。具体的な例を示しながら説明するなど、住民の方に納得していただけるような文章にする必要があります。

(稲森委員)

関係者の方々が心配されている事項に対して誠意をもって対応する姿勢を示すような表現にしたほうがよいと思います。

最後に、日本では風力発電の導入が進んでいない状況です。各委員からの御意見を参考にしながら、適切に事業を進めていただくようお願いします。

(事業者)

承知しました。

(稲森委員)

他に質問がなければ本件の審議を終わります。

(2) (仮称)砂欠山太陽光発電事業に係る環境影響評価準備書について (知事意見に係る答申案)

審査会構成員からの意見をふまえて作成した答申案について、資料に基づき事務局から説明を行った。

(由井委員)

私の意見を受け、事業者さんの判断により希少猛禽類の事後調査を4～5年間実施することになりました。

その調査結果は、事後調査報告書として提出されますか。

(事務局)

はい、提出されます。ただし本県では、現在のところ事後調査報告書を審査会で審議する制度にはなっていないので、報告書が提出されましたら各委員にお示しして質問事項等を照会したいと考えています。

また、必要に応じて事業者さんに協力いただき、事後調査結果の内容を当審査会において説明していただくことも考えています。

(稲森委員)

私も事後調査結果を確認することは非常に重要だと思います。必要に応じて事業者さんに結果の説明をしていただくことが必要と考えます。

(事務局)

承知しました。最近の事例では、桧山高原風力発電所の鳥類に関する事後調査が進んでおりますので、その結果の説明を検討したいと思います。

(井上専門委員)

太陽光パネルの廃棄処分計画について、経済産業省が事業者に対してより具体的に示すことを求めるという内容の報道がありました。福島県ではどのような状況ですか。

(事務局)

環境影響評価のなかでは、全ての案件において、廃棄物の処理計画を具体的に示すよう求めています。本件においては、太陽光パネルの設計内容がまだ具体的に記載されていないので、事業終了後の廃棄処理についても評価書には記載するように求めます。

(稲森委員)

他に質問がなければ、以上で本件の審議を終わります。

(3) (仮称) 勿来四沢太陽光発電事業環境影響評価方法書について (知事意見に係る答申案)

(4) (仮称) 松川水原太陽光発電事業環境影響評価方法書について (知事意見に係る答申案)

(5) (仮称) 熱海南太陽光発電事業環境影響評価方法書について (知事意見に係る答申案)

審査会委員等からの意見をふまえて作成した3件の答申案について、資料に基づき事務局から説明を行った。

(由井委員)

昨年、九州電力管内で太陽光発電の出力制御が行われました。本日の(仮称)須賀川・玉川風力発電事業の図書では、蓄電池を併設した風力発電所や停電時に自治体設備等へ電力供給可能な防災システムを備えた発電所があると書かれています。

さきほど説明のあった太陽光発電事業においても、将来、出力制御が実施されることが考えられ、自然を改変して建設した発電所が有効に利用されない状況が発生するかもしれません。

したがって、太陽光発電所で発電した電力が有効に利用されるよう、電力の供給過剰時においては、蓄電や水素製造等へのエネルギー利用などの方策を検討する旨の文書を答申案に記載してはどうでしょうか。

(事務局)

答申案の「1 総括的事項 (4)」において、電力の有効利用については触れていますが、より具体的な内容にするべきということですか。

(由井委員)

そうです。以前、大型石炭火力発電所の審査の際、二酸化炭素貯留技術について検討する内容の知事意見を出しました。電力業界の情勢が変化していくなかで、新しい取り組みを促す文章を記載することは適当だと考えます。

(稲森委員)

私も同様の考えです。二酸化炭素貯留技術(CCS)を記載した際もそうですが、国の決定を受けてから動くのではなく、地方から、先進的な技術の導入を検討するように提言することが重要だと思います。

(由井委員)

出力制御時に発電した電力を地元で利用できるような技術など、地元に戻元できるような機能を発電所に持たせる旨の内容が望ましいです。

(事務局)

地元での利活用方策の検討を求める文案を作成し、後日お示しします。

(木村委員)

太陽光パネルの廃棄に関連して、事業の計画期間が20年なので、その間に太陽光発電の技術が向上すると思います。事業期間中に、より発電効率のよいパネルに取り換えることで、発電所全体の出力が変更になる可能性があります。その際、環境影響評価の手続きで新たに追加することはありますか。

(事務局)

現行の制度では、発電所の出力が大きくなっても、造成する面積等に変更がなければ新たな環境影響評価の手続きは不要です。

(木村委員)

分かりました。

(稲森委員)

他に質問がなければ本件の審議を終わります。

(6) その他

今後の予定について

各事業における環境影響評価の手続きの今後の予定について、事務局から説明を行った。

■閉会